第六条の三十四	登録証		国家戦略特別区域限定保育士登録証
第六条の三十四第二号及び第六条の三十四の二	法第十八条の五各号		特区法第十二条の五第四項各号
第六条の三十五	法第十八条の十九第一項		特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十九第一項
第六条の三十六	法第十八条の十九第一項		特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十九第一項
	令第十七条第一項		特区法施行令第九条において準用する令第十七条第一項
	保育士登録簿		国家戦略特別区域限定保育士登録簿

（読替規定）

第七条　法第十二条の五第十二項の規定により試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合における第一条の二第四項、第一条の三第一項、第四条及び前条の規定の適用については、第一条の二第四項、第一条の三第一項及び第四条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、前条中「次の」とあるのは「同令第六条の九第四号中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、前条中「次の」とあるのは「同令第六条の十一から第六条の十六まで、第六条の十八から第六条の二十まで、第六条の二十三、第六条の二十五から第六条の二十九まで及び第六条の三十四から第六条の三十七まで中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第六条の二十六第一項中「、都道府県」とあるのは「、試験実施指定都市」と読み替えるものとするほか、次の」とする。

（試験実施指定都市における試験実施）

第八条　試験実施指定都市の長は、当該試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事が保育士試験を年二回以上行う場合又は国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合を除き、法第十二条の五第十二項の規定により認定区域計画に法第八条第二項に掲げる事項として、当該都道府県知事と当該試験実施指定都市の長の合意により期間を定めて当該期間内は当該試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う旨が定められているときは、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施するものとする。

（令第十二条の厚生労働省令で定める事項）

第九条　令第十二条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）

三　国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有することとなった年月